

# 一宮市総合交通戦略策定業務 特記仕様書

## 第1章 総則

### (適用)

**第1条** 本特記仕様書は、一宮市(以下「発注者」という。)が実施する「一宮市総合交通戦略策定業務」(以下「本業務」という。)について適用し、一宮市設計測量等委託契約約款(以下「約款」という。)の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、必要な事項を定め、受注者における契約の適正な履行の確保を図るものである。

また、本特記仕様書、約款に記載の無い事項は、愛知県建設局設計業務等共通仕様書を準用するものとし、最新のものは愛知県の関係機関ウェブサイトにて確認することとし、添付は省略する。

### (目的)

**第2条** 一宮市では、第7次一宮市総合計画に基づく「多拠点ネットワーク型都市」の構築を目指しており、この将来都市像を実現するため、各拠点を公共交通等でネットワーク化し連携していくことが重要となっている。

これまでの自動車を中心とした交通体系を見直し、公共交通や徒歩、自転車を重視した交通体系への転換を図り、交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策を進めるため、「一宮市総合交通戦略」を策定するものである。

なお、策定にあたっては、一宮駅東側の道路や地下駐車場の公共空間のあり方など中心市街地のまちづくり像と連携したものとする。

### (施行場所)

**第3条** 本業務における施行場所は、一宮市全域とする。

### (法令等の遵守)

**第4条** 本業務の実施にあたり、設計図書、約款及び本仕様書に基づくほか、次の各号に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 都市計画法、都市再生特別措置法、個人情報保護に関する法律
- (2) 一宮市契約規則
- (3) その他関係法令、通達等

### (疑義)

**第5条** 本仕様書に明示のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議によりその取り扱いを定めるものとし、両者は誠意を持ってこれにあたるものとする。

### (管理技術者、照査技術者、担当技術者)

**第6条** 本業務の管理技術者は、技術士（建設部門（都市及び地方計画））又は RCCM（都市計画及び地方計画）の資格保有者であり、「都市・地域総合交通戦略要綱」に基づく都市・地域総合交通戦略の策定又は改定の実績（元請に限る。）を有していなければならない。

2 本業務の照査技術者は、技術士（建設部門（都市及び地方計画））又は RCCM（都市計画及び地方計画）の資格保有者でなければならない。

3 本業務の管理技術者が、前項に掲げる業務のいずれかの業務の実績を有さない場合は、当該管理技術者が実績を有さない業務の実績を有する担当技術者を配置しなければならない。

### (業務計画)

**第7条** 受注者は、監督員と十分な打合せを行い、次の各号に掲げる書類を契約締結後 14 日（土曜日、日曜日及び休日を含む）以内に監督員に提出しなければならない。

- (1) 管理技術者届及び照査技術者届（経歴証明書及び保有資格証明書）
- (2) 業務計画書
- (3) その他発注者が必要と認める書類

### (テクリスの登録)

**第8条** 受注者は契約時又は変更時において、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 15 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 15 日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日及び休日を除き 15 日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。

### (品質管理)

**第9条** 受注者は、適切かつ厳格な品質管理を行うため、関係法令等を遵守する他次に掲げる資格を取得し、本業務着手時に、その認証を証明する登録証の写しを監督員に提出するものとする。

- (1) ISO9001(品質管理システム)

### (損害賠償)

**第10条** 受注者は、本業務遂行により第三者に与えた損害及び第三者より受けた損害は、全て受注者の責任において処理解決するものとし、その発生原因、経過、被害状況等を発注者へ正確かつ迅速に報告するものとする。

#### (秘密の保持)

第 11 条 受注者は、本業務遂行により知り得た事項及び内容全般について、発注者の許可なく他に漏らしてはならない。

#### (個人情報の取扱い)

第 12 条 受注者は、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利・利益を侵害しないようその内容の保護に努めなければならない。

#### (履行期間)

第 13 条 本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和 7 年 3 月 21 日までとする。

#### (成果品の納入場所)

第 14 条 本業務成果品は、一宮市まちづくり部地域交通課へ納入するものとする。

#### (完了)

第 15 条 受注者は、完了届、成果品納品書とともに成果品を提出し、完了検査を受けるものとし、修正の指示があった場合は、速やかに、修正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

#### (成果品の帰属)

第 16 条 本業務における成果は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の承認を受けずに、複製や他への公表、貸与をしてはならない。

#### (瑕疵等)

第 17 条 受注者は、本業務完了後であっても、受注者の瑕疵等に起因する不良な個所が発見された場合は、速やかに、発注者の必要と認める修正その他必要な作業を受注者の負担で行うものとする。

## 第 2 章 業務内容

#### (令和 5 年度業務概要)

第 18 条 令和 5 年度の業務概要は、次の各号に掲げるとおりとする。

##### 1. 計画準備

本業務の目的、主旨を十分に把握した上で、業務の内容、実施方針、スケジュール及び実施体制等を記載した業務計画書を作成する。

## 2. 都市の現状と都市交通の課題の整理

パーソントリップ調査や道路交通センサス等の既存資料及び現地踏査等に基づき、一宮市の都市の現状と都市交通の課題の整理を行う。

## 3. 協議会の運営支援

受注者は、当日の資料作成、出席、議事要旨の作成を行う。なお、開催数は1回とする。

## 4. 打合せ

打合せは、業務着手時、中間時3回、成果品納入時の計5回行うことを原則とするが、その他業務実施上必要な場合又は疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議する。

### (令和6年度業務概要)

**第19条** 令和6年度の業務概要は、次の各号に掲げるとおりとする。

#### 1. 一宮市総合交通戦略の検討

令和5年度の検討結果、協議会での意見や要望を踏まえ、「都市・地域総合交通戦略のすすめ～総合交通戦略策定の手引き～国土交通省都市局（令和4年度改訂版）」に準拠し、一宮市に相応しくかつ持続可能な一宮市総合交通戦略の検討を行う。

- (1) 一宮市が目指す将来像の設定
- (2) 一宮市総合交通戦略の区域の設定
- (3) 一宮市総合交通戦略の目標の設定
  - ・都市交通体系の方針の整理
  - ・一宮市総合交通の将来像の検討
  - ・一宮市総合交通戦略の目標の設定
- (4) 目標達成に必要な施策・事業
  - ・戦略実施方針の検討
  - ・戦略プランの検討
  - ・施策パッケージとアクションプログラムの検討
  - ・施策・事業の概要
  - ・評価・推進体制

#### 2. 一宮市総合交通戦略とりまとめ

これまでに検討・策定した結果を一宮市総合交通戦略(案)としてとりまとめ、住民向けのパブリックコメントの実施を行い、一宮市総合交通戦略の計画書本編及び概要版の作成を行う。

なお、計画書本編及び概要版の作成に当たっては、市民等にわかりやすく、見やすい構成とする。

### 3. 協議会の運営支援

受注者は、当日の資料作成、出席、議事要旨の作成を行う。なお、開催数は3回とする。

### 4. 打合せ

打合せは、業務着手時、中間時2回、成果品納入時の計4回行うことを原則とするが、その他業務実施上必要な場合又は疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議する。

## 第3章 成果品

### (成果品)

**第20条** 本業務の成果品は、次の各号に掲げるとおりとする。

- |     |                  |     |
|-----|------------------|-----|
| (1) | 業務報告書            | 一式  |
| (2) | 一宮市総合交通戦略計画書本編   | 10部 |
| (3) | 一宮市総合交通戦略計画書概要版  | 20部 |
| (4) | その他、監督員が必要と認めたもの | 一式  |
| (5) | 前4号の電子データ        | 一式  |

以上